

# 《日本ダムコーヒー協会会則》

## 第1条 会の名称

本会は、日本ダムコーヒー協会（以下、「本会」という。）と称する。

## 第2条 目的

本会は、ダム水源地の大切さや、ダムの役割を広く国民に知らせるグローバルなツールとして、ダム毎の水源地を淹れたコーヒーを「〇〇ダムコーヒー」と称し、全国に多数点在するダムコーヒーの普及を通じて、更なるダムへの国民的支援の輪を広げる為の健全なボランティア活動を目的とする。

## 第3条 事務局

1. 本会の事務を処理する為、事務局を置く。
2. 本会の事務局は、以下の通りである。

※滋賀県長浜市高月町東柳野425 橋本技術株式会社内（〒529-0263）

※電話 0749-85-4851、FAX0749-85-5205

※会長携帯電話 090-2064-4289

## 第4条 活動内容

第1条の目的を円滑に達成する為、以下の活動を行うものとする。

1. ダムコーヒー認定書の発行（5部門）
  - ・個人部門
  - ・家族部門
  - ・公共事業者部門
  - ・民間事業者部門
  - ・聖地部門（全国最初の各部門認定者、各部門県単位最初の認定者）
2. ダムコーヒー協会会員の相互親睦
3. 健全なダム支援
4. ダムの日（6月16日）制定（日本最古のダムと言われる狭山池が完成した年）
5. その他、目的を達成する為に必要とされる活動

## 第5条 役員

本会には、会の運営に必要とされる役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長2名以内

3. 理事 10名以内

4. 監事 1名

なお、役員任期はいずれも2年とし、会員の互選とする。

#### 第6条 会員

本会の会員は、役員及びダムコーヒー認定者であって入会希望を申し出た者で、役員会が承認した者。

#### 第7条 会費

当分の間、無料とする。

#### 第8条 寄付等

本会の活動趣旨に賛同する団体及び個人等からの寄付については、本会内で審議の上認められた寄付については感謝を持って受け付けるものとする。

#### 第9条 退会

会員は、その旨事務局に通知すれば、任意に退会する事が出来る。

#### 第10条 役員職務

1. 会長は、本会を代表し、その職を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、これに事故ある時又は欠席の場合は、その職務を速やかに代行する。
3. 監査役は、本会の活動及び財産の状況を公平・公正に監査する。

#### 第11条 役員解任

1. 役員が、心身の故障等により、職務の執行に堪えられないと認められた時。
2. 本人からの退任届が出された場合。
3. 本会の趣旨に反した行為が認められ、役員会が解任と認めたとき。

#### 第12条 総会

1. 本会の総会は、役員を持って構成し、年1回開催するものとする。  
ただし、必要があると会長が認めたときは臨時に開催出来るものとする。
2. 総会は、以下の事について議決する
  - ・会則の変更
  - ・活動の変更
  - ・活動報告及び活動収支決算

- ・役員を選任又は解任
  - ・その他会の運営に関する重要な事項
3. 総会は、役員の過半数の出席がなければ開催することが出来ない。
  4. 開催は、オンライン会議も認められるものとする。

#### 第13条 議事録

総会の議事録については、議事録を作成する。

#### 第14条 役員会

1. 役員会は役員を持って構成するが、監事は除く。
2. 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない活動の執行に関し、議決する。

#### 第15条 活動報告書及び決算

会長は、毎活動年度終了後3ヶ月以内に活動報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

#### 第16条 活動年度

本会の活動年度は、毎年7月1日に始まり、翌年の6月30日とする。

#### 第17条 ダムコーヒー認定審査会

第4条第1項の目的を果たすため、本会の中に「ダムコーヒー認定審査会」を別途設けるものとし、審査員は会長が委嘱する。

なお、審査員の任期は、2年とする。

#### 付則

1. 本会則は、令和3年11月16日から施行する。

以 上